

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会情報公開・個人情報保護審査会設置規程

(目的)

第1条 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の情報公開の推進及び個人情報の保護を図り、公開請求者の救済機関としての役割を果たすため、本会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 審査会の委員は、本会の役員等のうちから会長が委嘱又は任命する。
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置く
- 4 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

(調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、会長に対し、異議申出のあった公開等の決定に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。

- 2 会長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、会長に対し、異議申出のあった公開等の決定に係る本会文書についてその内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、異議申出人、学識経験者、本会の理事、評議員及び職員その他の関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第5条 審査会は、異議申出人から申出があったときは、期日を定めて、当該異議申出人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 審査会は、異議申出人から申出があったときは、相当の期間を定めて、当該異議申出人に意見書又は資料を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の期日に異議申出人が出席せず、又は前項の期間内に意見書若しくは資料が提出されなかったときは、審査会は、当該申出に係る審査を拒否することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員（職を退いた後も含む。）は、調査を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学識経験者及びその他の関係人であっても、同様とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

附 則（令和元年10月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。